



経済産業省



防衛装備庁

防衛産業における下請適正取引等の推進のための ガイドライン策定後の取組について

令和7年2月

経済産業省

防衛装備庁

防衛産業における下請適正取引等の推進のためのFU体制案

下請取引適正化等の推進のために実施されているフォローアップ内容

- ① 自主行動計画フォローアップ調査（実施主体：業界団体 実施形態：アンケート調査）
- ② 取引条件改善状況調査（実施主体：中企庁 実施形態：アンケート調査）
- ③ 下請Gメンによる下請事業者に対するヒアリング（実施主体：中企庁・地方経産局 実施形態：個別訪問によるヒアリング）
- ④ 価格交渉促進月間フォローアップ調査（実施主体：中企庁 実施形態：電話や個別訪問によりヒアリング）

防衛産業におけるフォローアップの進め方（案）

- ガイドライン策定後、業界団体において自主行動計画を策定・改定等するとともに、経済産業省及び防衛装備庁並びに業界団体において、本ガイドラインに関する防衛産業への広報・周知を実施。
- その後、既存のガイドラインのフォローアップ内容と重複のないよう留意し、下記のフォローアップを実施。**毎年実施し、PDCAサイクルを回し防衛産業における下請適正取引等を推進。**
 1. 下請Gメン等による事業者に対するヒアリングの実施 <経産省（含む中企庁・地方経産局）>
 2. ヒアリング結果の分析及び課題整理 <経産省・装備庁>
 3. 自主行動計画フォローアップ調査の実施と結果の分析及び課題整理 <業界団体>
 4. 有識者検討会において、上記（1. 2.）によるヒアリング結果及び業界団体によるフォローアップ調査結果を報告・議論し、必要に応じてガイドライン等の改定 <全体>

※民間の取引に国の調達制度が影響を及ぼしている場合もあり、防衛省は防衛産業を防衛を担う重要なパートナーとして位置付け、率直に意見を交換し、適正な調達の実現に向けて検討するとともに、必要に応じて有識者検討会に状況報告

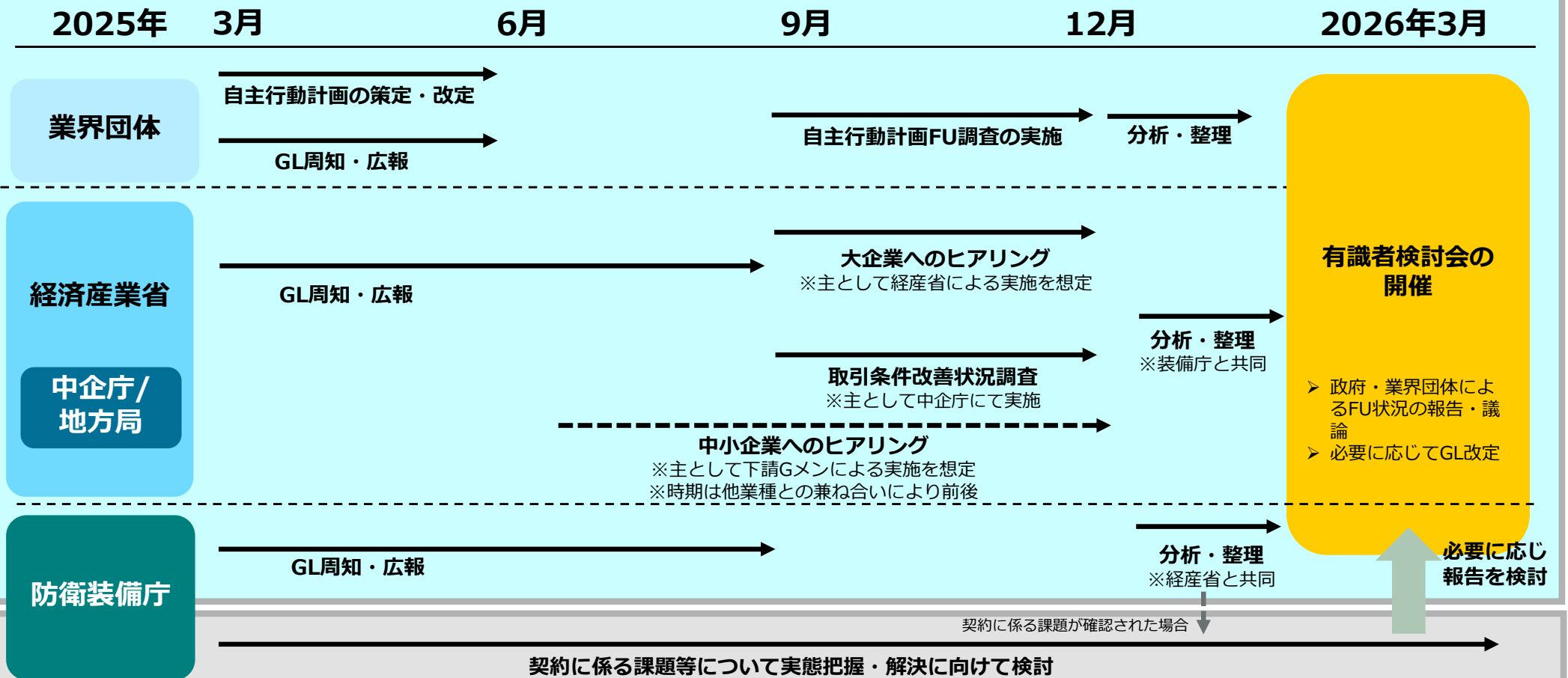
※船舶関連企業についての事業者へのヒアリングについては国交省が対応

策定後の取組について（通年の見通し）

- 本ガイドラインに記載した望ましい取引慣行を防衛産業全体に浸透させるために、関係者は、以下の取組を行うこととし、取組を通して得られたフォローアップの状況を共有すると共に、年1回を目途として、定期的な有識者検討会を実施する。

FUの年間スケジュール

※適宜国交省とも連携



契約制度に係る官民意見交換会等

※船舶関連企業についての事業者へのヒアリングについては国交省が対応

下請ガイドラインフォローアップ体制（案）概略図

下請GLFU体制

有識者検討会

- ・政府・業界団体によるFU状況の報告・議論
- ・必要に応じてGL改定

契約制度に係る官民意見交換会等

必要に応じ
報告を検討

防衛省内の
検討状況を確認

フォローアップ先が船舶と防衛で二重
の重複が発生しないよう適宜調整

整理・分析後、報告

契約制度に
係る課題

国交省

事務局

調査結果の整理・分析後、共有

調査結果共有

下請Gメンによるヒアリング実施方法、
ヒアリング先、質問項目等に関する調整等

アンケート調査

ヒアリング

業界団体

中企庁

下請Gメン

防衛関連企業
(中小企業)

経産省

防衛関連企業
(大企業)

国交省

防衛関連企業
(船舶産業関係企業)
(大企業)

依頼
↓
回答
↑

整理・分析後、報告
(経産省等)

依頼
↓
回答
↑

防衛関連企業
(工業会加入の
大・中小企業)

防衛関連中小企業
(工業会未加入)

自主行動計画FU調査

取引条件改善状況調査